

2025 年度

長野県 P T A 連合会安全互助制度

ご加入のご案内と事故処理の手引き

(PTA 団体傷害保険・PTA 賠償責任保険)



長野県 P T A 連合会安全互助制度係

〒380-0846 長野市旭町 1098 信濃教育会館
TEL : 026-235-4361 FAX : 026-235-1323

問い合わせ (制度内容・事故等)

取扱代理店 : 有限会社 甲信代理店

〒391-0002 茅野市塚原 2-17-36
TEL : 0120-356-929 (学校専用ダイヤル)
受付時間 : 午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始を除く)
FAX : 0266-72-7291

引受保険会社

AIG 損害保険株式会社 松本支店

〒390-0814 松本市本庄 1-3-10 大同生命松本ビル
TEL : 0263-35-1933 (代表)
受付時間 : 午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始を除く)
FAX : 0263-36-7975 <https://www.aig.co.jp/sonpo>

●この手引きは補償制度の概要、事故手続きの流れを案内するものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者またはA I G損害保険株式会社にお問い合わせください。また、ご契約に際しましては、重要事項説明書 (契約概要、注意喚起情報) を必ずご覧ください。

目次

1. 長野県 PTA 連合会安全互助制度	P1～P2
(1) 目的	
(2) 積立金による事業	
2. 長野県 P T A 連合会安全互助制度の概要	P3～P6
(1) 補償内容	(P3)
(2) 保険金額と保険料	(P4)
(3) 保険期間	(P4)
(4) 傷害保険の補償対象となる方	(P4)
(5) 保険金をお支払いする場合	(P5)
(6) 保険金をお支払いできない主な場合	(P6)
3. 加入手続きの流れ	P7
4. 事故が発生した際の手続き	P8
5. Q & A	P9～P10
6. 引受保険会社について	P11
個人情報のお取り扱いについて	(P11)
7. 提出書類	P12～P16
8. 記入例(様式 1)(様式 2)	P17～P18

1. 長野県 PTA 連合会安全互助制度

(1) 目的

長野県PTA連合会安全互助制度は、県PTA連合会40周年記念事業として、全会員の互助精神に基づき、PTA活動中の会員の傷害事故等の見舞金制度として始められました。

平成21年度より長野県PTA連合会安全互助委員会がこの事業を引き継ぎ、今までの積立金から見舞金を給付する見舞金制度と、損害保険会社（2024年度よりAIG損害保険会社に変更）が保険金を支払う保険制度を取り入れて事業を行ってきております。また令和元年度より安全互助委員会での運営を改め、長野県PTA連合会に安全互助制度係を置き運営に当たってきています。

本制度は、発足当時のPTA会員相互の互助精神に基づき、PTA活動中の事故を予防し、事故が発生した場合の会員の財政的な負担を軽減して、もってPTAの円滑な運営と健全な発展を目指しています。

(2) 積立金による事業

平成19年度までの積立金などを用いて見舞金給付制度の運営と安全講習会を行います。これらの事業は、積立金が少なくなり、年度運営の見通しが立たなくなった時点で終了します。

1) 見舞金給付制度

a 見舞金給付の対象者

- ① 長野県PTA連合会に加盟し、かつ安全互助制度に加入の単位PTAとPTA連合会に適用されます。
- ② 給付は、単位PTAの次の者が対象となります。
 - ・PTA会員
 - ・同会員の同居の親族（その学校に通学する児童・生徒を含みます）
 - ・PTA行事に参加する者。ただし、その行事への参加が事前にPTAにより認められている場合に限りです。

b 見舞金の種類

① 傷害見舞金

単位PTAまたはPTA連合会が主催・共催する行事・活動（自宅と行事会場との往復途上を含む）に参加中、ケガをして医師の治療を受けた場合や、死亡した場合に、傷害見舞金を給付します。

② 賠償見舞金

主催PTAの管理下におけるPTA活動において、故意または重大な過失があったものを除き、他人の身体・財物に損害を与えたことにより、PTAが法律上の賠償責任を負った場合に、賠償見舞金を支払います。

③ 特例見舞金

傷害見舞金や賠償見舞金には該当しないが、本会の趣旨に照らして特に考慮すべき事情があるとき常任理事会が認めた場合、同会の上承を経て特例見舞金を給付します。

c 見舞金の給付額

別表1 傷害見舞金・賠償見舞金の給付額

見舞金の種類		見舞金給付額
① 傷害見舞金 (※1)	(イ) 死亡見舞金	10万円(※2)
	(ロ) 後遺障害見舞金	限度額10万円
	(ハ) 入院見舞金	入院認定1日につき1千円(※2)
	(ニ) 手術見舞金	1千円×所定の倍率【所定の倍率：入院10、その他5】(※2)(※4)
	(ホ) 通院見舞金	通院認定1日につき1千円(※2)(※3)
② 賠償見舞金 (※1)	対人	1人 限度額10万円 1事故 限度額10万円
	対物	1事故 限度額5万円

※1 傷害見舞金(イ)～(ホ)、賠償見舞金は重複して給付を受けられますが、加算総額10万円が限度となります。

※2 傷害見舞金の適用期間は、事故の日から180日間です。

※3 通院見舞金は、通院日数が90日を超えた分は給付されません。

※4 手術見舞金は、1事故1回の手術に限り給付します。

別表2 後遺障害見舞金給付基準

※別表1 傷害見舞金の給付額欄に掲げる限度額に次の割合を乗じた金額

(注) 詳細は、損害保険会社の傷害保険普通保険約款の規定を準用するものとする。

別表3 手術見舞金給付基準

① 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術	ただし、創傷処理、抜歯など見舞金給付対象外の手術があります。
② 先進医療に該当する診療行為	ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為など見舞金給付の対象外となるものがあります。

(注) 詳細は、損害保険会社の手術保険金の給付倍率を準用するものとする。

別表4 特例見舞金給付額

発生の状況	態様	給付額
① 別表1に類するが保険金の支払いを受けられない場合で、特段の考慮すべき事情があるとき(勤務先から活動場所への移動中など)	傷害・死亡	限度額10万円
	後遺障害	限度額3万円
	損害賠償	限度額3万円
② P T A活動に起因する疾病	重篤疾病・死亡	限度額10万円
	後遺障害	限度額3万円
③ P T A活動に起因しないが、P T A活動中に発病した疾病	重篤疾病・死亡	限度額3万円
	後遺障害	限度額1万円

長野県P T A安全互助制度給付規程より抜粋(長野県P T A連合会ホームページに記載されています)

2) 安全講習会の実施

① P T A活動での安全意識を高めるため、東南中北信ごとに年1回行います。

② 専門医の講話とスポーツトレーナーの実技講習を行います。

※コロナ禍の状況により、安全講習会(①)を保留とし当面の間は行いません。その間長野県P T A連合会ホームページにて『健康体操ビデオ』を定期配信しておりますので家庭や学級等で活用いただくようご理解ご協力をお願いいたします。

3) 会費

加入、保険金・見舞金給付手続き等のための運営費

P T A会員のうち、保護者会員は1世帯当たり、教職員は1名あたり 20円

2. 長野県PTA連合会安全互助制度の概要

長野県PTA連合会安全互助制度は、PTAの皆様の「安心できるPTA活動」を目指し、単位PTAの会員（保護者・教職員・ボランティア[*]での参加者）等および児童・生徒に生じる事故について、補償を提供する制度です。[*]ボランティアとは、事前にPTAが認めた方をいいます。

- ・PTA団体傷害保険（傷害保険普通保険約款＋PTA団体傷害保険特約＋細菌性食中毒補償特約＋熱中症危険補償特約）
- ・PTA賠償責任保険（賠償責任保険＜個人用＞普通保険約款＋PTA特別約款＋児童・生徒補償対象外特約＋提供飲食物危険補償特約＋法律相談・クレーム対応費用補償特約）

（1）補償内容

PTA会員（保護者・教職員）等の傷害事故に対して（PTA 団体傷害保険）

※以下「傷害保険」といいます。

PTA会員とその同居の親族、PTAが事前に参加を認めた方が、PTAの主催・共催する行事（※1）に参加中（往復途上含みます）の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや万一の場合を補償します。（細菌性またはウイルス性食中毒、熱中症を含みます）

児童・生徒の傷害事故に対して（傷害保険）

児童・生徒が、PTAの主催・共催する行事（※1）に参加中（往復途上含みます）の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや万一の場合を補償します。（細菌性またはウイルス性食中毒、熱中症を含みます）
但し、独立行政法人 日本スポーツ振興センターの定める給付対象となる場合は除きます。

単位PTAの賠償責任について（PTA 賠償責任保険）

※以下「賠償保険」といいます。

日本国内におけるPTA管理下（※2）中で、単位PTAまたはPTA役員が、次のような法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る賠償金支払等に対して補償します。

- ・PTA活動（※1）の遂行中に、管理上のミスなどによって第三者の身体・財物に損害を与えた場合
- ・PTAが他人から借りたスポーツ用具などをPTAや生徒が損壊・紛失したり、盗難にあった場合

（※1）：日本国内でPTAが企画・立案し、主催または共催する行事、活動でPTA総会、運営委員会等PTA会則に基づいた手続きを経て決定した行事

（例）PTA役員会・総会、学校奉仕活動、スポーツ活動、校外パトロール

（※2）：PTAの指揮、監督、指導下でのPTA活動中（自宅から活動場所への往復途上は対象外）

(2) 保険金額と保険料

(保険期間：1年間)

	補償内容	保険金額
傷害保険	死亡保険金	260万円
	後遺障害保険金 (障害の程度によって)	死亡保険金額の4%~100%
	入院保険金日額(180日限度)	5,000円
	手術保険金 (所定の手術の際に入院の有無によって 上記入院保険金日額の)	入院中10倍・入院中以外5倍 (1事故につき1回)
	通院保険金日額(90日限度)	3,000円
制度掛金(保険料・1世帯あたり)		120円
賠償保険	対人賠償(自己負担額:1事故1千円)	1名あたり支払限度額1億円/1事故あたり支払限度額5億円
	対物賠償(自己負担額:1事故1千円)	1事故あたり支払限度額1,000万円
	保管物賠償(自己負担額:1事故5千円)	1事故あたり支払限度額10万円/年間あたり支払限度額1,000万円
	提供飲食物危険補償特約	1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う賠償責任と同額
	法律相談・クレーム対応費用補償特約	弁護士費用:1事故あたり支払限度額100万円/ 年間あたり支払限度額1億円
制度掛金(保険料・児童・生徒1名あたり)		10円

(3) 保険期間

2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までの1年間

(4) 傷害保険の補償対象となる方

PTA活動に役割をもって参加している以下の方々

- ① PTA行事で活動中の 保護者会員、教職員、児童・生徒
- ② PTA行事で活動中の 保護者会員の同居の親族(きょうだい・祖父母など)
※同伴する同居の未就学児も対象とします。
(例)児童の親の代理で同居の祖母がPTA集会に出席した。
- ③ PTAが事前に行事への参加を認めた方

※ボランティア、OB、OGとしてPTA活動に参加される方も同様とします。

(例)PTA会員のXさんの代理で隣家のYさんが防犯パトロールに参加した。

(例)児童・生徒の登下校中の安全確保のために見守り活動を行っている方

(注)PTAが他団体との共同開催においては、他団体所属の方は補償の対象になりません。

(5) 保険金をお支払いする場合

	種類	概要
傷害保険	死亡保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。
	後遺障害保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含め180日以内の入院が対象)
	手術保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合[入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合[入院保険金日額×5]
	通院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1) 骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2) 固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。
賠償保険	対人賠償(基本補償)	日本国内で保険期間中にPTA管理下において、PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与え、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担した場合、被害者1名につき1億円、1回の事故につき5億円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額:1事故1千円)
	対物賠償(基本補償)	日本国内で保険期間中にPTA管理下において、PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の財物を損壊し、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担した場合、1回の事故につき1,000万円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額:1事故1千円)
	保管物賠償(基本補償)	日本国内で保険期間中にPTA管理下において、被保険者(PTA)が使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物をPTA会員または生徒が損壊、紛失した、または盗まれ、法律上の損害賠償責任を負担した場合、1回の事故につき10万円を限度、年間あたり1,000万円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額:1事故5千円)
	提供飲食物危険補償特約	PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、回収措置(飲食物の回収・交換・廃棄など)に関する費用はお支払の対象外となります。お支払いする保険金は基本補償(対人、対物、保管物賠償)の損害賠償金、損害発生・拡大防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用、争訟費用、保険会社への協力費用と同じです。ただし、損害賠償金、損害発生・拡大防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用の額は、保険期間を通じて「PTA活動に伴う損害賠償責任」における1事故あたりの保険金額を限度とします。
	法律相談・クレーム対応費用補償特約	保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者(PTA)が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用(※1)を補償します。但し、日本国内で発生した事故に限ります。①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。②PTAまたはPTA役員(退任した役員を含みます)がPTA活動中にクレーム行為を受けたこと、または、PTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。お支払いする保険金は被保険者が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用(※2)について、費用ごとに保険の約款に定める金額を限度にお支払いします。ただし、1回の事故(同一の事由に対して発生したクレーム行為などの事故は1回の事故とみなします)につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度とします。なお、顧問料は含みません。(※1) 事故日を含めて3年以内に行った法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用に限ります。(※2) 基本補償(対人、対物、保管物賠償)で支払われるべき費用を除きます。

※傷害保険は、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒、熱中症により身体に障害が生じた場合も補償します。

※賠償保険でお支払いする保険金は以下の通りです。(AIG損害保険㈱の事前承認が必要です) 損害賠償金、損害発生・拡大防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用、争訟費用、保険会社への協力費用。

※賠償金額の決定にあたっては、事前にAIG損害保険㈱の承認が必要です。その際にAIG損害保険㈱は被害者との示談、調停等の法律行為を行うことが出来ませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。

(6) 保険金をお支払いできない主な場合

<p>傷 害 保 険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・故意または重大な過失 ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます）・原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ・病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ・入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします） ・妊娠・出産・早産 ・むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・放射線照射・放射能汚染 ・被保険者がビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ など
<p>賠 償 保 険</p>	<p><PTA 活動（※1）に伴う損害賠償責任> <保管物に係わる損害賠償責任> 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故意 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA 活動の終了後に行われた PTA 活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 など <p>< P T A 活動（※1）に伴う損害賠償責任 > のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任 ・自動車などの所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任（提供飲食物危険補償特約がセットされている場合、飲食物に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります） ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任（ただし、PTA 役員が負担する損害賠償責任に限りません） など <p><保管物に係わる損害賠償責任> のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して 30 日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任 など <p>（※1）「PTA 活動」とは、日本国内において PTA が企画・立案し主催または共催する活動で、PTA 総会・運営委員会など PTA 会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。</p>
<p>提供飲食物危 険補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・故意 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・ P T A 活動の終了後に行われた P T A 活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任 ・提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体に発生した財物の損壊に対する損害賠償責任 ・廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任 ・賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任 など
<p>法律相談 ・クレーム対応 費用補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・故意または重大な過失 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・台風、洪水、または高潮 ・放射線照射、放射能汚染 ・自動車などの所有、使用、管理 ・環境汚染（ただし、不測かつ突発的な事故により発生したものは除きます） ・ P T A または P T A 役員による診察・治療・医薬品の販売または身体の整形 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由 など

4. 事故が発生した際の手続き

単位 P T A（会長）より、取扱代理店・扱者へ事故証明書兼事故発生通知書（様式 2）と参加した P T A 行事を証明する書類を事故の日から 30 日以内に F A X にてお送りください。

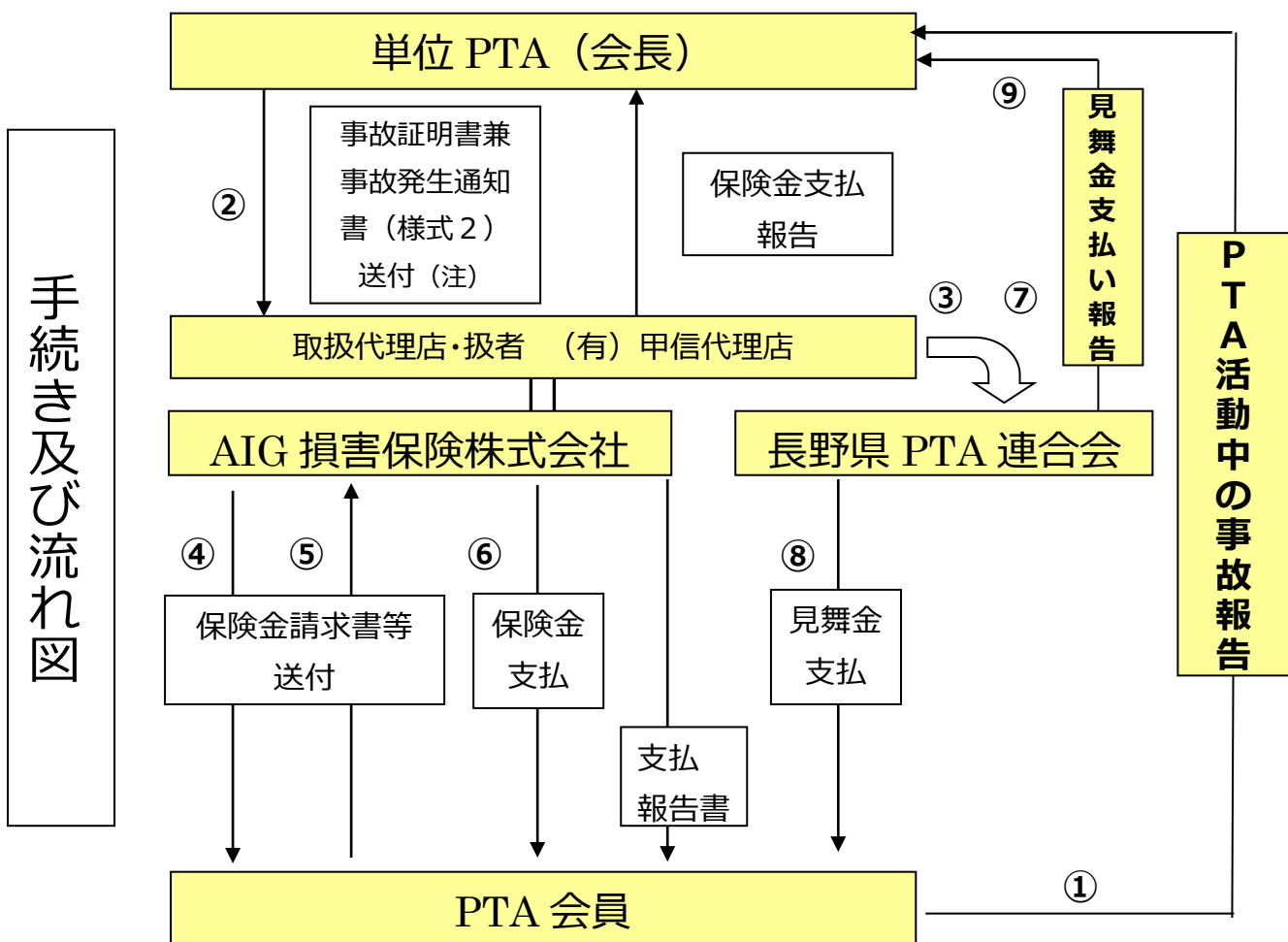
（注）その後、原本と行事を証明する書類を取扱代理店・扱者へお送りください。

様式	書類名	提出先	提出期限
様式 2	・事故証明書兼事故発生通知書 ・参加した P T A 行事を証明する書類（* 1）	取扱代理店・扱者 （有）甲信代理店	事故の日から 30 日以内に FAX のうえ、原本をお送りください。
様式 3	・ボランティア参加者名簿（* 2）		様式 2 の原本と同時に
様式 4	・出席事前通知書（* 2）		にお送りください。

* 1 総会資料、開催案内等

* 2 ボランティア参加者または代理人出席者が保険金請求者のときは、別紙（様式 3）または（様式 4）を事故証明書兼事故発生通知書（様式 2）といっしょにご提出ください。（ボランティアとは、P T A が事前に行事への参加を認めた方をいいます）

※ご請求の内容により別途診断書等の提出をお願いする場合があります。



※ 保険金請求について

- ・傷害事故の場合は、ケガをした本人が保険金請求手続きをとり、保険金は本人へのお支払いとなります。
- ・賠償事故の場合は、単位 P T A が保険金請求手続きを行い、被害者との間で賠償額を決定（AIG 損害保険株式会社へ事前連絡要）した後、「保険金支払先指示書」指定の口座へのお支払いとなります。

5. Q & A（傷害補償・見舞金共通）

問1 ボランティアの事前登録はどのようにしたらよろしいですか？

15 ページをご使用頂き、単位 PTA に（様式 3）を保管ください。事故発生時はコピーを提出ください。

問2 先生方は補償の対象となりますか？

当制度にご加入いただくことによって、先生方も補償の対象となります。

問3 加入申込後の転入・転出の扱いはどのようにすれば良いのでしょうか？

PTA 団体傷害保険について、当該補償制度は、全員付保方式（準記名方式）ですので、転入・転出に伴う手続きや追加保険料や返還保険料はございません。PTA 賠償責任保険について、当該補償制度は、確定方式ですので、保険期間中での転入・転出に伴う手続きはございません。

問4 傷害事故で自宅から PTA 行事の活動場所までの往復途上の事故を含むとは、どの範囲まで良いのでしょうか？

自宅と行事の活動場所の通常経路（合理的と判断される経路）の途上で発生した事故が補償の対象となります。

問5 学校行事と PTA 行事の関係はどのように区別したらよろしいのでしょうか？

学校行事と PTA 行事は活動主体が異なり、当該補償制度の対象は PTA 活動中となり、通常の学校行事は対象となりません。しかし、学校行事でも PTA が参加する行事は補償対象となります。この場合、学校長と PTA（共催者）会長の連名で行事の案内状（メール等を含む）が出されていることが必要です。

問6 他の保険や見舞金制度との関係はどのようになりますか？

傷害事故の場合は、他の保険の有無や他の見舞金制度に関係なく保険金の支払対象となりますが、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる事故は対象外となります。

問7 熱中症も補償されますか？

補償されます。但し、確認のため必ず「診断書」の取得が必要となります。

問8 傷害保険の補償対象となる方（P4 記載）の「同会員の同居の親族」で、同伴する同居の未就学児が対象となる事故とは？

例えば、PTA 会員が同居の幼稚園児を自転車の後部座席に乗せ、PTA 主催の防犯パトロールに参加した際、誤って幼稚園児の足が自転車のタイヤに巻き込まれケガをした場合等。

問9 PTA と他団体等の共催行事で、他団体の会員は傷害補償の対象となりますか？

他団体の所属者は補償の対象外です。但し、他団体に所属する方が PTA 会員でもあり、他団体の活動で PTA 会員の立場で参加する場合に補償の対象となります。（PTA 会員であっても、同好の人が自由意思で参加した場合は対象外です）

5. Q & A (賠償補償)

問 10 賠償保険金はどのような場合に支払われるのでしょうか？

PTA 活動の遂行が起因で生じた偶発的な事故により、①他人にケガを負わせてしまった場合、②他人の財物を壊してしまった場合、③PTA が使用、管理する第三者から借用した用具等を PTA 行事に参加中の被保険者が損壊・紛失もしくは盗取された場合に PTA 会員または生徒等が法律上の損害賠償責任を負担する場合補償します。

例えば、①PTA の催しで会場設営の不備によりテントが倒れ、来場者がケガをした。②PTA 主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車にあたり損傷させた。③PTA の運動会で使用するために借用したスポーツ用具をあやまって落とし破損させた。など

問 11 賠償保険は相手の損害額が全て補償されますか？

事故状況等によりますが、相手との過失割合(責任分担)が発生するケースもあり、保険のお支払いもその責任割合に応じたかたちになる場合もございます。

問 12 保管物賠償の補償対象は具体的にどのようになりますか？

第三者からの借用物は P T A 管理下 (P T A 活動中) にある間を補償するもので、原則として PTA が団体として使用することを目的とし、借りた時点から第三者に返却するまでの間が対象となります。但し、PTA 会員の返却者が返却し忘れ、自宅保管の際の事故等は対象なりません。

5. Q & A (見舞金)

問 13 どんな軽いケガでも見舞金は給付されますか。

ケガをしたことにより、平常の業務に従事することや日常生活に支障が生じ、かつ医師の治療を受けた場合は、1 日の通院でも見舞金は給付されます。通院 1 日 1,000 円など、P2 記載の見舞金の給付額をご覧ください。

問 14 賠償見舞金が給付される場合、制約がありますか。

賠償事故が保険等によりカバーされて保険金が支払われる場合は、本会からの賠償見舞金はその保険金額だけ減額されます。保険会社の自己負担額は、見舞金で補填いたします。

問 15 特例見舞金というのは、どのような場合に適用されるのですか。実例を上げて説明してください。また、金額はどのくらい給付されるのですか。

特例見舞金は傷害見舞金・賠償見舞金の対象にはならない事故ではあるが、P T A 活動中に起きた事故で、P T A としてお見舞い申し上げたいと思われるようなお気の毒な事例だと判断した場合に適用されます。

⑧学級 P T A に出席するため、勤め先から学校へ直行した母親が自転車で転倒し、腕を骨折した。

⑧ P T A 資源回収作業に参加した父親が、重いダンボールを持ち上げたときに腰痛をおこし、医者に腰椎分離症と診断され、2 週間入院した。(下線部の事由により傷害見舞金の給付対象になりません)

この「特例見舞金」は、団体保険にはない制度で、安全互助制度 見舞金給付規程に定められています。給付する対象や見舞金額については、常任理事会において実情を調べた上で決定されますが、限度額は 1 0 万円となっています。

また、P T A 活動に起因する疾病による死亡(疾病死亡見舞金 1 0 万円限度)や後遺障害の場合には、その内容や程度に応じ、後遺障害見舞金給付基準により給付するものです。

6. 引受保険会社について

●引受保険会社

A I G 損害保険株式会社

松本支店

〒390-0814

松本市本庄 1-3-10 大同生命松本ビル

T E L : 0263-35-1933 (代)

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで

(土・日・祝日・年末年始を除く)

F A X : 0263-36-7975

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

●取扱代理店・扱者

有限会社 甲信代理店

〒391-0002

茅野市塚原 2-17-36

T E L : 0120-356-929

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで

(土・日・祝日・年末年始を除く)

F A X : 0266-72-7291

取扱代理店・扱者は AIG 損害保険株式会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、AIG 損害保険株式会社と直接契約されたものとなります。

●個人情報の取扱いについて

団体（保険契約者）は、加入申込書・ボランティア参加者名簿・出席事前通知書に記載された個人情報を当補償制度の引受保険会社に提供します。

引受保険会社は、ご加入者の個人情報を主に以下の目的のために利用します。

- (1) 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- (2) 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 引受保険会社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- (4) お客さまとのお取引および引受保険会社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- (5) その他上記に付随する業務

詳細については A I G 損害保険株式会社ホームページ（<https://www.aig.co.jp/sonpo>）に掲載のプライバシーポリシーをご覧ください。

なお、AIG 損害保険株式会社は、円滑な保険金お支払い等のために被保険者が所属する学校、幼稚園、保育園、施設等に提供する場合があります。

7. 提出書類

※ 必要なときはコピーしてご使用ください。

ページ	様式	書類名	提出先	提出期限
13	(様式1)	会員届書兼保険加入依頼書	長野県PTA連合会	3月24日(月)
14	(様式2)	事故証明書兼事故発生通知書	取扱代理店・扱者 (有) 甲信代理店	事故の日から 30日以内
15	(様式3)	ボランティア参加者名簿(*)	取扱代理店・扱者 (有) 甲信代理店	様式2と同時
16	(様式4)	出席事前通知書(*)	各校PTA会長 取扱代理店・扱者 (有) 甲信代理店	行事開催前 様式2と同時

*は、対象者が事故報告される場合にご提出ください。

記入例		書類名	注意事項
17	(様式1)	会員届書兼保険加入依頼書	3月24日提出時は見込み数で記入願います。 5月20日締め切りの保険料等の払込時点で確定数をFAXでご報告ください。
18	(様式2)	事故証明書兼事故発生通知書	傷害事故・賠償責任事故に対応しています。PTA 行事を証明する書類(総会資料、開催案内等) をご用意ください。

(様式 1)

提出締切日 2025年3月24日(月)

2025年度用

整理番号

【県P連安全互助制度係提出用】

(安全互助制度係記入欄)

長野県PTA連合会

2025年 月 日

会長様

PTA名

学校PTA

会長名

職印

会員届書兼保険加入依頼書

所属 郡市名		PTAの 名称		学校PTA
学校の 住所	〒		電話	()
			FAX	()
PTA事務 担当者名	職名		氏名	

1. 会員等の数

PTA会員数	①保護者世帯数	① 世帯	$\times (20円 + 120円) =$ (会費+傷害補償保険料)	④ 円
	②教職員数 (PTA会員)	② 人	$\times (20円) =$ (会費)	⑤ 円
児童生徒数	★ 児童生徒数	③ 人	$\times (10円) =$ (賠償補償保険料)	⑥ 円
			保険料等の合計 (④+⑤+⑥)	⑦ 円

◎ 会員数(①+②)と児童生徒数(③)を、本年度の貴PTAの確定人数として団体保険に加入します。

2 他の保険契約等の有無

(単位PTAとして他の賠償責任保険に加入しているときは有を、していないときは無を○で囲む)

【賠償責任保険】★	保険会社名	保険種類	保険金額(千円)
有 無 (有の場合は右に記入してください。)			

※この加入依頼書に★印が付された項目は「告知事項」です。この項目の記載内容に誤りがある場合は、保険金のお支払いができないことや保険契約を解除させていただくことがありますので正しくご記入ください。

【重要】

本届書は安全互助制度係への提出用です。単位PTA事務局では本提出用届書をコピーして保管してください。

5月の保険料・会費払込の時点で人数に変更があった場合は、加入依頼書に二重線で訂正し県PTA事務局にFAXで報告願います。

【お知らせ】

- ・この会員届書兼保険加入依頼書の記入例は、P17にあります。
- ・記入に不備があるときは、4月中に安全互助制度係より貴PTA事務局に連絡をいたします。
- ・保険料等の振込は、5月1日～20日の間に⑦の金額を安全互助制度係へ振り込んでください。詳しくはP7をご覧ください。

2025年度 長野県PTA安全互助制度
事故証明書 兼 事故発生通知書

年 月 日

長野県PTA連合会会長 様
AIG 損害保険株式会社 御中

会長印

学校PTA _____ 会長名 _____

取扱担当者 _____ (役職名 _____) TEL : _____

※連絡の取りやすい電話番号をご記入ください。

下記の者は当校 PTA 会員であり、
 下記 PTA 行事参加中
 下記 PTA 行事に参加するために自宅との往復途上
} に発生した事故であることを証明します

「個人情報の取扱いについて」の内容に同意し、ご通知します。

事故の種類	傷害		賠償責任				
当該会員	フリガナ		性別	男・女	年齢		
	氏名						
	フリガナ						
	保護者名	※当該会員が未成年の場合のみ記入					
<input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 児童・生徒 <input type="checkbox"/> 事前に PTA が参加を認めた方	住所	〒 _____		電話番号	※連絡の取りやすい番号をご記入ください。		
					自宅または職場： 携帯：		
事故の内容	行事名		発生日時	年月日	時 分 頃	場所	
ケガの場合は状況・経過など 賠償事故の場合は相手方の氏名など連絡先・状況・経過など							
保険金請求書の送付先	<input type="checkbox"/> PTA本部様宛 <input type="checkbox"/> PTA会員様宛						
病院名など	病院名	住所		TEL	その他	連絡事項	

該当の点

太枠内は当該会員が記入

該当の点

※事故の日から30日以内に提出ください。また、必ず参加したPTA行事を証明する書類を添付ください。

FAX後、原本もお送りください。(*) ボランティア=PTAが事前に行事の参加を認めた方

提出先 〒391-0002 茅野市塚原 2-17-36 有限会社 甲信代理店

FAX : 0266-72-7291 TEL : 0120-356-929 (学校専用ダイヤル)

(注) 提出書類はコピーを取り、控えとして保管ください。

2025年度 長野県PTA安全互助制度
ボランティア参加者名簿
学校PTA

行事名 (期間)	ボランティア 参加者名	性別	年齢

※ボランティア(行事の参加を事前にPTAが認めた方)が補償対象者の場合にご提出ください。
「個人情報の取扱いについて」の内容に同意の上ご通知ください。

(注) 提出書類はコピーを取り、控えとして保管ください。

2025年度 長野県PTA安全互助制度
出席事前通知書

学校PTA会長 様

PTA会員

印

() 月 () 日の () 行事参加につき、
下記理由により、() 様に出席を
依頼しますのでご承認のほどお願いいたします。

*出席依頼理由；

※PTA 会員、その児童・生徒、同居のご親族の方以外の方を補償対象者とされる際、
事前にご提出ください。

「個人情報の取扱いについて」の内容に同意の上ご通知ください。

(注) 提出書類はコピーを取り、控えとして保管ください。

☆「会員届書兼保険加入依頼書」の記入例

(様式 1)

提出締切日 2025年3月24日(月)

2025年度用

整理番号 -

【県P連安全互助制度係提出用】

(安全互助制度係記入欄)

長野県PTA連合会

2025年3月20日

会長様

PTA名 東山小 学校PTA

会長名 長野太郎 職印

会員届書兼保険加入依頼書

所属 郡市名	飯伊		PTAの 名称	東山小 学校PTA	
学校の 住所	〒395-0000 飯田市東山3-4-5			電話	0123(45)6789
				FAX	0123(45)6780
PTA事務 担当者名	職名	教頭	氏名	長野和雄	

1. 会員等の数

PTA会員数	①保護者世帯数	① 200世帯	× (20円+120円) = (会費+傷害補償保険料)	④ 28,000円
	②教職員数 (PTA会員)	② 20人	× (20円) = (会費)	⑤ 400円
児童生徒数	★ 児童生徒数	③ 321人	× (10円) = (賠償補償保険料)	⑥ 3,210円
保険料等の合計 (④+⑤+⑥)				⑦ 31,610円

◎ 会員数(①+②)と児童生徒数(③)を、本年度の貴PTAの確定人数として団体保険に加入します。

2. 他の保険契約等の有無

(単位PTAとして他の賠償責任保険に加入しているときは有を、していないときは無を○で囲む)

【賠償責任保険】★ 有 <input checked="" type="radio"/> 無 (有の場合は右に記入してください。)	保険会社名	保険種類	保険金額(千円)
--	-------	------	----------

※この加入依頼書に★印が付された項目は「告知事項」です。この項目の記載内容に誤りがある場合は、
保険金のお支払いができないことや保険契約を解除させていただくことがありますので正しくご記入ください。

【重要】

本届書は安全互助制度係への提出用です。単位PTA事務局では本提出用届書をコピーして保管してください。
5月の保険料・会費払込の時点で人数に変更があった場合は、加入依頼書に二重線で訂正し県PTA事務局
にFAXで報告願います。

【お知らせ】

- ・この会員届書兼保険加入依頼書の記入例は、P17にあります。
- ・記入に不備があるときは、4月中に安全互助制度係より貴PTA事務局に連絡をいたします。
- ・保険料等の振込は、5月1日～20日の間に⑦の金額を安全互助制度係へ振り込んでください。
詳しくは、P7をご覧ください。

★「事故証明書兼事故発生通知書」の記入例

(様式 2)

A4版

コピーして使用ください

2025年度 長野県PTA安全互助制度
事故証明書 兼 事故発生通知書

長野県PTA連合会会長 様
AIG損害保険株式会社 御中

2025年7月1日

東山小

学校PTA

会長名

長野太郎

会長印

取扱担当者 永愛 花子 (役職名 学級PTA会長) TEL: 090-1234-5678

※連絡の取りやすい電話番号をご記入ください。

下記の者は当校PTA会員であり、

下記PTA行事参加中

下記PTA行事に参加するために自宅との往復途上

に発生した事故であることを証明します

「個人情報の取扱いについて」の内容に同意し、ご通知します。

事故の種類	<input checked="" type="radio"/> 傷害 <input type="radio"/> 賠償責任					
当該会員	フリガナ	サナダ ユキムラ	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	年齢	10
	氏名	真田 幸村				
	フリガナ	サナダ マサユキ	保護者名	真田 昌幸 ※当該会員が未成年の場合のみ記入		
	保護者名	真田 昌幸				
<input checked="" type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 児童・生徒 <input type="checkbox"/> 事前にPTAが参加を認めた方	住所	〒395-0000	電話番号	※連絡の取りやすい番号をご記入ください。		
		飯田市東山1-2-3		自宅または職場： 携帯：080-3456-7890		
事故の内容	行事名 学級PTA 親子スポーツ大会 発生日時 2025年6月15日 10時30分頃 場所 東山小学校	ケガの場合は状況・経過など 賠償事故の場合は相手方の氏名など連絡先・状況・経過など 学級PTA親子スポーツ大会でドッジボールの試合中に転倒し、左足首をひねった。医師の診断を受けた結果、捻挫で全休2週間と言われ、1日おきに通院することとなった。				
保険金請求書の送付先	<input type="checkbox"/> PTA本部様宛 <input checked="" type="checkbox"/> PTA会員様宛					
病院名など	病院名 東山整形外科 住所 飯田市東山9-8-7 TEL 0265-12-3456	その他	連絡事項			

該当コシ点

該当コシ点

太枠内は当該会員が記入

※事故の日から30日以内に提出ください。また、必ず参加したPTA行事を証明する書類を添付ください。

FAX後、原本もお送りください。(*) ボランティア=PTAが事前に行事の参加を認めた方

提出先 〒391-0002 茅野市塚原2-17-36 有限会社 甲信代理店

FAX: 0266-72-7291

TEL: 0120-356-929 (学校専用ダイヤル)

(注) 提出書類はコピーを取り、控えとして保管ください。